

2026年1月16日

(JHU発034号)

日本航空株式会社

代表取締役社長 鳥取 三津子 殿

人財本部長 大堀 哲 殿

JAL被解雇者労働組合 (JHU)

委員長 山口 宏弥

都労委命令を受けての団体交渉の要求

2026年1月15日、組合が東京都労働委員会に申し立てていた事件（団交拒否および中立保持義務違反）について、命令が発行されました。

団交拒否事件については、組合が整理解雇後の運航乗務員および客室乗務員の人数について説明を求めたことに対し、根拠を示し具体的な説明を行わなかった会社の対応は不当労働行為であると認定され、会社に対し、誠実に団体交渉に応じること、および、このような行為を繰り返さないよう留意する旨の文書を組合に交付しなければならないと命令されました。

日本航空は、中労委への再審査請求や命令取り消し訴訟などせず、今回の命令に従い、直ちに削減数の情報を明らかにし、165名の解雇が必要なかったことを認めて、15年に及ぶ解雇争議を解決することが強く求められています。

つきましては、今回の都労委命令を受け、命令に対する会社の考え方および今後の対応について協議するため、1月28日までに、社長または役員出席の団体交渉を行うよう要求します。

以上